

環境確保条例 別表第3 有害ガス(第2条関係)

1	弗(ふつ)素及びその化合物
2	シアン化水素
3	ホルムアルデヒド
4	メタノール
5	イソアミルアルコール
6	イソプロピルアルコール
7	塩化水素
8	アクロレイン
9	アセトン
10	塩素
11	メチルエチルケトン
12	メチルイソブチルケトン
13	ベンゼン
14	臭素及びその化合物
15	窒素酸化物
16	トルエン
17	フェノール
18	硫酸(三酸化いおうを含む。)
19	クロム化合物
20	キシレン
21	塩化スルホン酸
22	トリクロロエチレン
23	テトラクロロエチレン
24	ピリジン
25	酢酸メチル
26	酢酸エチル
27	酢酸ブチル
28	ヘキサン
29	スチレン
30	エチレン
31	二硫化炭素
32	クロルピクリン
33	ジクロロメタン
34	1・2—ジクロロエタン
35	クロロホルム
36	塩化ビニルモノマー
37	酸化エチレン
38	砒(ひ)素及びその化合物
39	マンガン及びその化合物
40	ニッケル及びその化合物
41	カドミウム及びその化合物
42	鉛及びその化合物

環境確保条例 別表第4 有害物質(第2条関係)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒(ひ)素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	アルキル水銀化合物
9	ポリ塩化ビフェニル
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン
12	ジクロロメタン
13	四塩化炭素
14	1・2—ジクロロエタン
15	1・1—ジクロロエチレン
16	1・2—ジクロロエチレン
17	1・1・1—トリクロロエタン
18	1・1・2—トリクロロエタン
19	1・3—ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン及びその化合物
25	ほう素及びその化合物
26	ふっ素及びその化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1・4—ジオキサン

環境確保条例 別表第8 位置の制限及び現況届等対象工場(第78条、第86条関係)

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、焼結炉若しくは煨(か)焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋌(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの